

- 国土交通省官庁営繕部では、公共建築工事における工期設定の現状に関して建設業団体と意見交換を行い、問題意識を共有するとともに適切な工期を設定するための方策等について、「営繕工事における工期設定の基本的考え方」(H27.3.25)として取りまとめました。



- 地方公共団体を対象とした発注者支援に関するアンケートでの意見を踏まえ、公共建築工事全体へ普及を促進するため、国土交通省官庁営繕部は、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」(H27.10.21)として取りまとめました。



- 「働き方改革実行計画」に基づき設置されました建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議において、公共・民間含め全ての建設工事において働き方改革に向けた適正な工期設定等が行われることを目的として「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が策定され、基本的考え方については適正な工期設定を検討する際の参考として明記されました。
- 国土交通省では公共建築分野の発注者が連携を図り、建設業の働き方改革を一層推進するため、各省各庁や地方公共団体、建築設計団体、建設業団体の意見も踏まえ、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」について所要の見直しを行うとともに、従来の官庁営繕部取りまとめから中央官庁営繕担当課長連絡調整会議及び全国営繕主管課長会議取りまとめに変更しました。(H30.2.9)

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」について

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」(注)は適正な工期を確保するための方策や留意事項等を明記したもの

(注)それぞれの現場や発注者の状況等を踏まえ参考とするもの

(赤字は主な変更点)

国土交通省官庁営繕部取りまとめから中央官庁営繕担当課長連絡調整会議及び全国営繕主管課長会議取りまとめに変更

○ 基本方針

工事の規模、地域の実情、工事内容、施工条件等を踏まえ適切に工期を設定

適正な工期設定が、担い手確保のため必要であることを追記

○ 調査及び設計段階

(1) 次の期間の十分な想定

① 現地調査及び関係者との協議・調整に要する期間

② 設計、入札契約手続及び施工の期間

労務・資機材調達等の準備期間、施工終了後の自主検査等の後片付け期間を追記

③ 近隣等関係者への説明・調整に要する期間

(2) 敷地・施設現況等の事前調査の十分な実施

(3) 図面審査の確実な実施、要求性能と施工中の確認事項の設計図書への明示

○ 工事発注準備段階

(1) 適切な工期の入札条件への設定

(2) 債務負担行為の積極的活用等、工事施工時期の平準化

(3) 技術者を過剰に拘束しない工期設定

○ 入札契約段階

(1) 明確な質問回答と施工条件の明示

(2) 工期短縮に関する技術提案の原則禁止

○ 施工段階

(1) 迅速な承諾行為とワンデーレスポンスの実施

遅滞ない設計意図伝達が必要であることを追記

(2) 工事の進捗状況の的確な把握

(3) 関係工事間の調整の適切な実施

全体工期のしわ寄せがないよう設備工事など後工程の適正な施工期間を確保することを追記

○ その他留意事項

(1) 多雨など自然的要因及び労働事情など社会的要因を考慮

(2) 週休2日の確保や不稼働日等を考慮

(3) 受電時期及び設備の総合試運転期間等の考慮

○ 適正な工期設定を自ら適切に行うことが困難な場合、外部機関等の仕組みを活用することを追記

○ 工期の変更

設計図書の施工条件と現場の状態が一致しない場合等において適切な設計変更等を実施

公共建築工事における工期設定の基本的考え方

平成30年2月

中央官庁営繕担当課長連絡調整会議
全国営繕主管課長会議

公共建築工事における工期設定の基本的考え方

第1 基本方針

発注者は、工事目的物の品質確保はもとより工事の安全性、経済性等の確保に配慮し、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等を踏まえ、適切に施工計画を想定し、その施工計画と整合の取れた工期を設定するものとする。

特に、本来必要とされる工期に比べて短い工期を設定することは、長時間労働是正や週休2日の確保等が困難となり、円滑な施工確保はもとより、建設業の将来にわたる担い手確保に支障をきたすものであることに留意する。

第2 適切な工期を確保するための方策

発注者は、適切な工期を設定するため、調査及び設計、工事発注準備、入札契約及び施工の各段階において以下の事項に取り組む。

1. 調査及び設計段階

- (1) 事業全体の工程（スケジュール）が的確に進捗するよう、次に示す調整等に要する期間を十分想定した上で予算要求を行うなど適切に事業の企画を行う。
 - ① 現地調査及び調査結果に基づく施設管理者、官公署、公共インフラ事業者等との協議及び調整に要する期間。
 - ② 設計（計画通知手続期間等を含む。）、入札契約手続及び工事着手から工事完成まで施工（労務・資機材の調達、現場事務所の設置等の「準備期間」及び施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」を含む。）のそれぞれに要する期間。
 - ③ 近隣、建物利用者等の工事の影響を受ける関係者に対し、事前に工事概要、工事内容等を説明し、理解を得るための調整に要する期間。
- (2) 敷地や施設の現況などを的確に設計図書に反映するため、事前の調査を十分に行う。
- (3) 設計図書と施設の現況又は設計図書間の不整合を生じさせないように、設計段階での図面審査を確実に行う。また、要求性能を明確に反映した設計図書とするとともに、施工段階で要求性能の確認等を要するものにあつては、その内容を設計図書に明示する。

2. 工事発注準備段階

- (1) 調査及び設計内容に基づく工事内容、施工条件等を適切に反映した工期を入札条件として設定する。
- (2) 工事着手から工事完成までの期間が長く、複数年度にわたる工事については、債務負担行為の積極的な活用等の措置を講ずる。また、地域における建設工事量の把握に努め、年度当初からの予算執行、建設工事の繁忙期を避けた発注時期及び工事完成時期の検討等、工事施工時期の平準化に努める。
- (3) 建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定※¹といった契約上の工夫等を行い、技術者を過剰に拘束しない、ゆとりある工期設定に努める。

3. 入札契約段階

- (1) 設計図書に関する質問回答において、工事の施工条件、施工手順その他工期に影響する事項については、可能な限り明確な回答に努め、発注前に不明な事項があれば追加にて条件明示するなど施工条件の明示に努める。
- (2) 発注する工事の内容に照らして真に必要なと認められる場合を除き、工期短縮に関する技術提案は求めてはならない。

4. 施工段階

- (1) 設計者が設計意図を遅滞なく工事受注者（以下「受注者」という。）及び工事監理者に伝達することができるよう努める。また、工程に遅延が生じないように、施工計画、施工図等の承諾を速やかに行うとともに、ワンデーレスポンス※²の実施に努める。
- (2) 受注者が作成し、発注者が承諾した実施工程表に基づき、工事の進捗状況を的確に把握し、遅延の有無を確認する。
- (3) 一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

第3 適切な工期を設定するための留意事項

発注者は、適切な工期を設定するため、工期の検討に際し、以下の事項に留意する。

1. 共通事項

- (1) 多雪、寒冷、多雨、強風等の自然的要因及び労働事情、建設資材の調達事情、交通事情等の社会的要因を考慮する。特に、躯体工事及び外構工事においては当該地域における自然的要因の影響を強く受けることを考慮する。
- (2) 工事場所の周辺環境、近隣状況及び工事場所に係る各種規制等を考慮する。特に、工事の円滑な施工に支障となるような近隣への影響を考慮する。
- (3) 週休2日の確保、祝日、年末年始、夏季休暇、入居する官公署（以下「入居官署等」という。）の行事等による不稼働日を考慮する。
- (4) 仮設工作物の設置及び撤去期間、資材及び機器の製作期間等を考慮する。
- (5) 使用する材料及び採用する工法により、作業の手順及び工程が異なることを考慮する。
- (6) 工事内容、施工条件等を踏まえた施工計画を適切に想定する。
- (7) 特定の施工条件は設計図書に明示する※³。特に、入居官署等の業務特性等により特定の条件が付され当該工事の工程に影響を及ぼすと考えられる場合は、施工手順を図示すること等により、当該条件に対する考え方を施工条件として適切に明示する。
- (8) 受電の時期及び設備の総合試運転調整に必要な期間を考慮し、適切に概成工期※⁴を設定する。
- (9) V O C測定、官公署の完了検査、工事の完成検査等に必要な期間を考慮する。
- (10) 建物の立地条件、入居官署等により使用中の建物内での工事であることその他の制約により、段階を踏んで施工を行い、完成した箇所に移転しながら工事を進める必要がある場合は、支障物（建築、設備共）及び引越期間を考

慮する。

- (1) 適正な工期設定を自ら適切に行うことが困難な場合には、必要に応じて、発注者支援を受けるため外部機関（民間を含む。）や広域的な連携の仕組みを活用する。

2. 新築工事

- (1) 建設資材や労働者の確保等の準備、基礎及び躯体工事、仕上げ工事、設備工事（機器等の製作、受電後における総合試運転調整を含む。）並びに外構工事のそれぞれに要する期間など建物の新築工事を構成する個々の工事期間を適切に積み上げ、過去の実績等を参考にしつつ、実情に応じた工期を設定する。
- (2) 根切り工事及び地業工事においては、土地の地歴を考慮するとともに、土質、地下水及び地下埋設物の存在が工期に大きく影響することを考慮する。
- (3) 躯体工事、仕上げ工事等においては適切な養生期間を見込む。
- (4) 工事に伴い入居官署等の入居に伴う引越が発生する場合は、引越に必要な期間を考慮する。

3. 改修工事

- (1) 入居官署等が建物を使用している中での工事の場合は、施工不可能な日程及び時間（休日又は夜間作業の可否、停電作業の可否、空調期間中の施工の可否、その他機器等の運転停止不可期間）等の施工条件を考慮する。
- (2) 改修工事のために代替設備等の確保が必要な場合は、代替設備等の設置（撤去を含む。）に必要な期間を考慮する。
- (3) 機器の撤去及び解体等に伴い、アスベスト除去等を行う必要がある場合は、除去工事に加え、調査分析、官公署手続等に必要な期間についても考慮する。
- (4) 工事の施工に先立ち受注者が実施する施工計画調査、施工数量調査等の施工調査に必要な期間を考慮する。
- (5) 資材の仮置き場が狭あいな場合、作業の都度仮設及び養生を掛け払いする必要がある場合その他の作業効率が低下する要因がある場合は、作業効率を考慮する。

第4 工期の変更

発注者は、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要と認められるときは、適切に設計図書を変更するとともに、必要に応じて工事一時中止を行い、その結果必要となる工期の変更を行う※⁵。

また、一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合は、一工事の工期が変更された際には、関連するその他の工事の工期についても変更を検討する。

※1 「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行についての運用について（平成27年12月25日付け国営計第76号）」を参考とする。

※2 受注者からの質問及び協議に対して、発注者が基本的に「その日のうちに」回答することをいう。なお、回答期限日を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」することを含む。

- ※3 「施工条件明示について(平成14年5月30日付け国営計第24号)」を参考とする。
- ※4 「概成工期」とは、建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限をいう。(公共建築工事標準仕様書より)
- ※5 国土交通省大臣官房官庁営繕部が作成の「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」を参考とする。

(参考) 公共建築物の工事における工期設定の現状と発注者の責務について

発注者は、公共建築物の工事の発注に際して、経済合理性を有した上で工事の品質を確保できるよう工期を設定する必要がある。一方で、発注者は、予算制度や財政条件との整合性の確保や完成時期に対する社会的要請などにも配慮して工期を設定することが求められている。

工事請負契約においては、工期末までに工事を完成させることは契約事項である。そのため、受注者にとって短い工期であっても、受注者は必要に応じて、現場作業員の増員、施工方法の合理化・効率化、工法の変更、技術開発等の創意工夫を行い工事の工期末完成を目指してきたところである。

しかしながら、受注者による創意工夫には技術的・経済的な側面から限度があるため、工事の規模、難易度、地域の実情等を踏まえない、著しく短い工期が設定された工事の場合には、受注者は、無理のある工程管理を余儀なくされ、その結果として、工事の品質管理や安全管理が十分に行われないおそれ、工事採算性の悪化により下請け企業を含めた受注者の経営を圧迫するおそれが生じる。そのことは、工事の品質確保への悪影響にとどまらず、建設労働者の労働環境の悪化を招き、担い手確保にも大きな支障となる。

一方で、工事の規模等に対して著しく長い工期が設定された工事の場合、長期にわたり技術者を配置する必要性が生じるなど、受注者にとって経済合理性を欠くだけでなく、労働者の需給状況によっては技術者の確保が困難となることから、受注者の受注意欲を低下させるおそれが生じる。

平成26年6月4日に改正、即日施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）により、新たに、発注者の責務として、「適切な工期を設定するよう努めること」が規定され、また、平成26年9月30日の閣議決定により一部変更された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成17年8月26日閣議決定）においても、「発注者は、当該工事の規模、難易度や地域の実情等を踏まえた適切な工期を設定するよう努めるものとする。」ことが明示されたところである。

このことを踏まえて、公共建築物の工事の発注者においても、事業の企画、建築物の設計、入札契約手続き、工事の施工に至るそれぞれの段階において、適切な工期の設定に努めるとともに、必要な場合には工期延長等のための契約変更を適切に行わなければならない。

出典) 「営繕工事における工期設定の基本的考え方」について (通知)

(平成27年3月25日付け国営計第127号、国営整第282号) (別添1)

注: 適切な工期の設定に資することを目的に、関係業団体と意見交換を行い、公共建築物の工事における工期設定について現状の認識を共有しとりまとめたもの